

令和8年度豊橋市二川生涯学習センター指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市二川町字東郷内 111-1
名称 二川生涯学習センター運営委員会
代表者 運営委員長 村田 裕子

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで

3 業務内容

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①センターの使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②センターの利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①センター内外の清掃、火気取締り及び戸締りに関すること。
- ②センターの駐車場・駐輪場の管理に関すること。
- ③その他センターの施設及び設備の維持管理に関すること。なお、施設及び設備に修繕の必要が生じた場合は速やかに市に報告し、対応を協議すること。なお、軽微な修繕（10万円程度）は指定管理料の範囲で行うこと。

(3) その他

- ①業務に必要な主事の雇用等に関すること。
- ②図書 of 交換・貸出業務に関すること。
- ③市との連絡に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングを実施すること。
- ⑥施設使用料等の収納事務の補助に関すること。
- ⑦事件、事故等緊急時には情報収集に努め、速やかに市に報告するとともに、適切な対応をとること。
- ⑧本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市二川生涯学習センターの災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
- ⑨個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。
- ⑩市が行う防火・防災対策に協力し、防災訓練に参加すること。

- 4 職員の配置 (1)事務主事 (1名以上) 8:45~21:15 ※毎週火曜日~日曜日
(2)清掃主事 1日3時間45分 ※年間200日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和8年度豊橋市豊岡生涯学習センター指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市西岩田四丁目 2-9
名称 豊岡生涯学習センター運営委員会
代表者 運営委員長 原田 和宣

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで

3 業務内容

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①センターの使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②センターの利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①センター内外の清掃、火気取締り及び戸締りに関すること。
- ②センターの駐車場・駐輪場の管理に関すること。
- ③その他センターの施設及び設備の維持管理に関すること。なお、施設及び設備に修繕の必要が生じた場合は速やかに市に報告し、対応を協議すること。なお、軽微な修繕（10万円程度）は指定管理料の範囲で行うこと。

(3) その他

- ①業務に必要な主事の雇用等に関すること。
- ②図書交換・貸出業務に関すること。
- ③市との連絡に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングを実施すること。
- ⑥施設使用料等の収納事務の補助に関すること。
- ⑦事件、事故等緊急時には情報収集に努め、速やかに市に報告するとともに、適切な対応をとること。
- ⑧本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市豊岡生涯学習センターの災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
- ⑨個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。
- ⑩市が行う防火・防災対策に協力し、防災訓練に参加すること。

- 4 職員の配置 (1)事務主事 (1名以上) 8:45~21:15 ※毎週火曜日~日曜日
(2)清掃主事 1日3時間45分 ※年間160日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和8年度豊橋市東陽生涯学習センター指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市多米中町一丁目 6-1
名称 東陽生涯学習センター運営委員会
代表者 運営委員長 川本 恭久

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで

3 業務内容

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①センターの使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②センターの利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①センター内外の清掃、火気取締り及び戸締りに関すること。
- ②センターの駐車場・駐輪場の管理に関すること。
- ③その他センターの施設及び設備の維持管理に関すること。なお、施設及び設備に修繕の必要が生じた場合は速やかに市に報告し、対応を協議すること。なお、軽微な修繕（10万円程度）は指定管理料の範囲で行うこと。

(3) その他

- ①業務に必要な主事の雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市との連絡に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングを実施すること。
- ⑥施設使用料等の収納事務の補助に関すること。
- ⑦事件、事故等緊急時には情報収集に努め、速やかに市に報告するとともに、適切な対応をとること。
- ⑧本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市東陽生涯学習センターの災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
- ⑨個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。
- ⑩市が行う防火・防災対策に協力し、防災訓練に参加すること。

- 4 職員の配置 (1)事務主事 (1名以上) 8:45~21:15 ※毎週火曜日~日曜日
(2)清掃主事 1日3時間45分 ※年間160日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和8年度豊橋市青陵生涯学習センター指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市南牛川二丁目4-1
名称 青陵生涯学習センター運営委員会
代表者 運営委員長 岩田 博之

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで

3 業務内容

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①センターの使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②センターの利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①センター内外の清掃、火気取締り及び戸締りに関すること。
- ②センターの駐車場・駐輪場の管理に関すること。
- ③その他センターの施設及び設備の維持管理に関すること。なお、施設及び設備に修繕の必要が生じた場合は速やかに市に報告し、対応を協議すること。なお、軽微な修繕（10万円程度）は指定管理料の範囲で行うこと。

(3) その他

- ①業務に必要な主事の雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市との連絡に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングを実施すること。
- ⑥施設使用料等の収納事務の補助に関すること。
- ⑦事件、事故等緊急時には情報収集に努め、速やかに市に報告するとともに、適切な対応をとること。
- ⑧本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市青陵生涯学習センターの災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
- ⑨個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。
- ⑩市が行う防火・防災対策に協力し、防災訓練に参加すること。

- 4 職員の配置 (1)事務主事 (1名以上) 8:45~21:15 ※毎週火曜日~日曜日
(2)清掃主事 1日3時間45分 ※年間200日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和8年度豊橋市杉山生涯学習センター指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市杉山町字孝仁 11
名称 杉山生涯学習センター運営委員会
代表者 運営委員長 牧野 厚久

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで
- 3 業務内容
施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。
 - (1)使用の承認に関すること。
 - ①センターの使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
 - ②センターの利用統計に関すること。
 - (2)施設及び設備の維持管理に関すること。
 - ①センター内外の清掃、火気取締り及び戸締りに関すること。
 - ②センターの駐車場・駐輪場の管理に関すること。
 - ③その他センターの施設及び設備の維持管理に関すること。なお、施設及び設備に修繕の必要が生じた場合は速やかに市に報告し、対応を協議すること。なお、軽微な修繕（10万円程度）は指定管理料の範囲で行うこと。
 - (3)その他
 - ①業務に必要な主事の雇用等に関すること。
 - ②図書の交換・貸出業務に関すること。
 - ③市との連絡に関すること。
 - ④市事業への協力に関すること。
 - ⑤モニタリングを実施すること。
 - ⑥施設使用料等の収納事務の補助に関すること。
 - ⑦事件、事故等緊急時には情報収集に努め、速やかに市に報告するとともに、適切な対応をとること。
 - ⑧本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市杉山生涯学習センターの災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
 - ⑨個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。
 - ⑩市が行う防火・防災対策に協力し、防災訓練に参加すること。
- 4 職員の配置 (1)事務主事 (1名以上) 8:45~21:15 ※毎週火曜日~日曜日
(2)清掃主事 1日3時間45分 ※年間100日
- 5 関係法令の遵守
施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和8年度豊橋市石巻生涯学習センター指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市石巻本町宇市場 4-1
名称 石巻生涯学習センター運営委員会
代表者 運営委員長 北河 敬雄

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで

3 業務内容

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

①センターの使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

②センターの利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

①センター内外の清掃、火気取締り及び戸締りに関すること。

②センターの駐車場・駐輪場の管理に関すること。

③その他センターの施設及び設備の維持管理に関すること。なお、施設及び設備に修繕の必要が生じた場合は速やかに市に報告し、対応を協議すること。なお、軽微な修繕（10万円程度）は指定管理料の範囲で行うこと。

(3) その他

①業務に必要な主事の雇用等に関すること。

②図書の交換・貸出業務に関すること。

③市との連絡に関すること。

④市事業への協力に関すること。

⑤モニタリングを実施すること。

⑥施設使用料等の収納事務の補助に関すること。

⑦事件、事故等緊急時には情報収集に努め、速やかに市に報告するとともに、適切な対応をとること。

⑧本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市石巻生涯学習センターの災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。

⑨個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

⑩市が行う防火・防災対策に協力し、防災訓練に参加すること。

- 4 職員の配置 (1) 事務主事 (1名以上) 8:45~21:15 ※毎週火曜日~日曜日
(2) 清掃主事 1日3時間45分 ※年間200日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和8年度豊橋市羽根井生涯学習センター指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市羽根井本町 131
名称 羽根井生涯学習センター運営委員会
代表者 運営委員長 天野 明彦

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで

3 業務内容

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①センターの使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②センターの利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①センター内外の清掃、火気取締り及び戸締りに関すること。
- ②センターの駐車場・駐輪場の管理に関すること。
- ③その他センターの施設及び設備の維持管理に関すること。なお、施設及び設備に修繕の必要が生じた場合は速やかに市に報告し、対応を協議すること。なお、軽微な修繕（10万円程度）は指定管理料の範囲で行うこと。

(3) その他

- ①業務に必要な主事の雇用等に関すること。
- ②図書 of 交換・貸出業務に関すること。
- ③市との連絡に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングを実施すること。
- ⑥施設使用料等の収納事務の補助に関すること。
- ⑦事件、事故等緊急時には情報収集に努め、速やかに市に報告するとともに、適切な対応をとること。
- ⑧本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市羽根井生涯学習センターの災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
- ⑨個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。
- ⑩市が行う防火・防災対策に協力し、防災訓練に参加すること。

- 4 職員の配置 (1)事務主事 (1名以上) 8:45~21:15 ※毎週火曜日~日曜日
(2)清掃主事 1日3時間45分 ※年間160日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和 8 年度豊橋市吉田方生涯学習センター指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市高洲町字高洲 122-7
名称 吉田方生涯学習センター運営委員会
代表者 運営委員長 天野 淳

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後9時まで

3 業務内容

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

①センターの使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

②センターの利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

①センター内外の清掃、火気取締り及び戸締りに関すること。

②センターの駐車場・駐輪場の管理に関すること。

③その他センターの施設及び設備の維持管理に関すること。なお、施設及び設備に修繕の必要が生じた場合は速やかに市に報告し、対応を協議すること。なお、軽微な修繕（10万円程度）は指定管理料の範囲で行うこと。

(3) その他

①業務に必要な主事の雇用等に関すること。

②図書の交換・貸出業務に関すること。

③市との連絡に関すること。

④市事業への協力に関すること。

⑤モニタリングを実施すること。

⑥施設使用料等の収納事務の補助に関すること。

⑦事件、事故等緊急時には情報収集に努め、速やかに市に報告するとともに、適切な対応をとること。

⑧本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市吉田方生涯学習センターの災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。

⑨個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

⑩市が行う防火・防災対策に協力し、防災訓練に参加すること。

4 職員の配置 (1) 事務主事 (1名以上) 8:45~21:15 ※毎週火曜日~日曜日
(2) 清掃主事 1日3時間45分 ※年間200日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和8年度豊橋市五並生涯学習センター指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市細谷町字上大附 98-9
名称 五並生涯学習センター運営委員会
代表者 運営委員長 杉浦 武博

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後9時まで

3 業務内容

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

①センターの使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

②センターの利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

①センター内外の清掃、火気取締り及び戸締りに関すること。

②センターの駐車場・駐輪場の管理に関すること。

③その他センターの施設及び設備の維持管理に関すること。なお、施設及び設備に修繕の必要が生じた場合は速やかに市に報告し、対応を協議すること。なお、軽微な修繕（10万円程度）は指定管理料の範囲で行うこと。

(3) その他

①業務に必要な主事の雇用等に関すること。

②図書交換・貸出業務に関すること。

③市との連絡に関すること。

④市事業への協力に関すること。

⑤モニタリングを実施すること。

⑥施設使用料等の収納事務の補助に関すること。

⑦事件、事故等緊急時には情報収集に努め、速やかに市に報告するとともに、適切な対応をとること。

⑧本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市五並生涯学習センターの災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。

⑨個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

⑩市が行う防火・防災対策に協力し、防災訓練に参加すること。

4 職員の配置 (1) 事務主事 (1名以上) 8:45~21:15 ※毎週火曜日~日曜日
(2) 清掃主事 1日3時間45分 ※年間100日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和8年度豊橋市牟呂生涯学習センター指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市東脇二丁目 8-23
名称 牟呂生涯学習センター運営委員会
代表者 運営委員長 小林 一男

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- 2 閉館時間 午前9時から午後9時まで
- 3 業務内容
施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。
 - (1)使用の承認に関すること。
 - ①センターの使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
 - ②センターの利用統計に関すること。
 - (2)施設及び設備の維持管理に関すること。
 - ①センター内外の清掃、火気取締り及び戸締りに関すること。
 - ②センターの駐車場・駐輪場の管理に関すること。
 - ③その他センターの施設及び設備の維持管理に関すること。なお、施設及び設備に修繕の必要が生じた場合は速やかに市に報告し、対応を協議すること。なお、軽微な修繕（10万円程度）は指定管理料の範囲で行うこと。
 - (3)その他
 - ①業務に必要な主事の雇用等に関すること。
 - ②図書交換・貸出業務に関すること。
 - ③市との連絡に関すること。
 - ④市事業への協力に関すること。
 - ⑤モニタリングを実施すること。
 - ⑥施設使用料等の収納事務の補助に関すること。
 - ⑦事件、事故等緊急時には情報収集に努め、速やかに市に報告するとともに、適切な対応をとること。
 - ⑧本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市牟呂生涯学習センターの災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
 - ⑨個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。
 - ⑩市が行う防火・防災対策に協力し、防災訓練に参加すること。
- 4 職員の配置 (1)事務主事（1名以上）8：45～21：15 ※毎週火曜日～日曜日
(2)清掃主事 1日3時間45分 ※年間160日
- 5 関係法令の遵守
施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和8年度豊橋市高豊生涯学習センター指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市伊古部町字多岸田 302
名称 高豊生涯学習センター運営委員会
代表者 運営委員長 伴 尚

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで
- 3 業務内容
施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。
 - (1)使用の承認に関すること。
 - ①センターの使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
 - ②センターの利用統計に関すること。
 - (2)施設及び設備の維持管理に関すること。
 - ①センター内外の清掃、火気取締り及び戸締りに関すること。
 - ②センターの駐車場・駐輪場の管理に関すること。
 - ③その他センターの施設及び設備の維持管理に関すること。なお、施設及び設備に修繕の必要が生じた場合は速やかに市に報告し、対応を協議すること。なお、軽微な修繕（10万円程度）は指定管理料の範囲で行うこと。
 - (3)その他
 - ①業務に必要な主事の雇用等に関すること。
 - ②図書の交換・貸出業務に関すること。
 - ③市との連絡に関すること。
 - ④市事業への協力に関すること。
 - ⑤モニタリングを実施すること。
 - ⑥施設使用料等の収納事務の補助に関すること。
 - ⑦事件、事故等緊急時には情報収集に努め、速やかに市に報告するとともに、適切な対応をとること。
 - ⑧本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市高豊生涯学習センターの災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
 - ⑨個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。
 - ⑩市が行う防火・防災対策に協力し、防災訓練に参加すること。
- 4 職員の配置 (1)事務主事 (1名以上) 8:45~21:15 ※毎週火曜日~日曜日
(2)清掃主事 1日3時間45分 ※年間100日
- 5 関係法令の遵守
施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和8年度豊橋市北部生涯学習センター指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市大村町字仲川原 48-5
名称 北部生涯学習センター運営委員会
代表者 運営委員長 菅沼 宏之

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで

3 業務内容

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①センターの使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②センターの利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①センター内外の清掃、火気取締り及び戸締りに関すること。
- ②センターの駐車場・駐輪場の管理に関すること。
- ③その他センターの施設及び設備の維持管理に関すること。なお、施設及び設備に修繕の必要が生じた場合は速やかに市に報告し、対応を協議すること。なお、軽微な修繕（10万円程度）は指定管理料の範囲で行うこと。

(3) その他

- ①業務に必要な主事の雇用等に関すること。
- ②図書交換・貸出業務に関すること。
- ③市との連絡に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングを実施すること。
- ⑥施設使用料等の収納事務の補助に関すること。
- ⑦事件、事故等緊急時には情報収集に努め、速やかに市に報告するとともに、適切な対応をとること。
- ⑧本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市北部生涯学習センターの災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
- ⑨個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。
- ⑩市が行う防火・防災対策に協力し、防災訓練に参加すること。

- 4 職員の配置 (1)事務主事 (1名以上) 8:45~21:15 ※毎週火曜日~日曜日
(2)清掃主事 1日3時間45分 ※年間200日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和8年度豊橋市南部生涯学習センター指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市北山町95-1
名称 南部生涯学習センター運営委員会
代表者 運営委員長 伊奈 史年

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで

3 業務内容

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①センターの使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②センターの利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①センター内外の清掃、火気取締り及び戸締りに関すること。
- ②センターの駐車場・駐輪場の管理に関すること。
- ③その他センターの施設及び設備の維持管理に関すること。なお、施設及び設備に修繕の必要が生じた場合は速やかに市に報告し、対応を協議すること。なお、軽微な修繕（10万円程度）は指定管理料の範囲で行うこと。

(3) その他

- ①業務に必要な主事の雇用等に関すること。
- ②図書交換・貸出業務に関すること。
- ③市との連絡に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングを実施すること。
- ⑥施設使用料等の収納事務の補助に関すること。
- ⑦事件、事故等緊急時には情報収集に努め、速やかに市に報告するとともに、適切な対応をとること。
- ⑧本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市南部生涯学習センターの災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
- ⑨個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。
- ⑩市が行う防火・防災対策に協力し、防災訓練に参加すること。

- 4 職員の配置 (1)事務主事 (1名以上) 8:45~21:15 ※毎週火曜日~日曜日
(2)清掃主事 1日3時間45分 ※年間200日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和 8 年度豊橋市豊城生涯学習センター指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市今橋町 16
名称 豊城生涯学習センター運営委員会
代表者 運営委員長 吉見 正樹

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで

3 業務内容

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①センターの使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②センターの利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①センター内外の清掃、火気取締り及び戸締りに関すること。
- ②センターの駐車場・駐輪場の管理に関すること。
- ③その他センターの施設及び設備の維持管理に関すること。なお、施設及び設備に修繕の必要が生じた場合は速やかに市に報告し、対応を協議すること。なお、軽微な修繕（10万円程度）は指定管理料の範囲で行うこと。

(3) その他

- ①業務に必要な主事の雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市との連絡に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングを実施すること。
- ⑥施設使用料等の収納事務の補助に関すること。
- ⑦事件、事故等緊急時には情報収集に努め、速やかに市に報告するとともに、適切な対応をとること。
- ⑧本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市豊城生涯学習センターの災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
- ⑨個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。
- ⑩市が行う防火・防災対策に協力し、防災訓練に参加すること。

- 4 職員の配置 (1)事務主事 (1名以上) 8:45~21:15 ※毎週火曜日~日曜日
(2)清掃主事 1日3時間45分 ※年間200日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和8年度豊橋市中部生涯学習センター指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市東松山町 23
名称 中部生涯学習センター運営委員会
代表者 運営委員長 高野 英司

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで

3 業務内容

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①センターの使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②センターの利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①センター内外の清掃、火気取締り及び戸締りに関すること。
- ②センターの駐車場・駐輪場の管理に関すること。
- ③その他センターの施設及び設備の維持管理に関すること。なお、施設及び設備に修繕の必要が生じた場合は速やかに市に報告し、対応を協議すること。なお、軽微な修繕（10万円程度）は指定管理料の範囲で行うこと。

(3) その他

- ①業務に必要な主事の雇用等に関すること。
- ②図書交換・貸出業務に関すること。
- ③市との連絡に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングを実施すること。
- ⑥施設使用料等の収納事務の補助に関すること。
- ⑦事件、事故等緊急時には情報収集に努め、速やかに市に報告するとともに、適切な対応をとること。
- ⑧本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市中部生涯学習センターの災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
- ⑨個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。
- ⑩市が行う防火・防災対策に協力し、防災訓練に参加すること。

- 4 職員の配置 (1)事務主事 (1名以上) 8:45~21:15 ※毎週火曜日~日曜日
(2)清掃主事 1日3時間45分 ※年間160日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和8年度豊橋市高師台生涯学習センター指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市西幸町宇浜池 332-2
名称 高師台生涯学習センター運営委員会
代表者 運営委員長 小川 雅澄

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで

3 業務内容

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①センターの使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②センターの利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①センター内外の清掃、火気取締り及び戸締りに関すること。
- ②センターの駐車場・駐輪場の管理に関すること。
- ③その他センターの施設及び設備の維持管理に関すること。なお、施設及び設備に修繕の必要が生じた場合は速やかに市に報告し、対応を協議すること。なお、軽微な修繕（10万円程度）は指定管理料の範囲で行うこと。

(3) その他

- ①業務に必要な主事の雇用等に関すること。
- ②図書 of 交換・貸出業務に関すること。
- ③市との連絡に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングを実施すること。
- ⑥施設使用料等の収納事務の補助に関すること。
- ⑦事件、事故等緊急時には情報収集に努め、速やかに市に報告するとともに、適切な対応をとること。
- ⑧本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市高師台生涯学習センターの災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
- ⑨個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。
- ⑩市が行う防火・防災対策に協力し、防災訓練に参加すること。

- 4 職員の配置 (1)事務主事 (1名以上) 8:45~21:15 ※毎週火曜日~日曜日
(2)清掃主事 1日3時間45分 ※年間160日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和8年度豊橋市東部生涯学習センター指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市岩屋町字岩屋下 66-1
名称 東部生涯学習センター運営委員会
代表者 運営委員長 植村 幸司

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで

3 業務内容

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①センターの使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②センターの利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①センター内外の清掃、火気取締り及び戸締りに関すること。
- ②センターの駐車場・駐輪場の管理に関すること。
- ③その他センターの施設及び設備の維持管理に関すること。なお、施設及び設備に修繕の必要が生じた場合は速やかに市に報告し、対応を協議すること。なお、軽微な修繕（10万円程度）は指定管理料の範囲で行うこと。

(3) その他

- ①業務に必要な主事の雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市との連絡に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングを実施すること。
- ⑥施設使用料等の収納事務の補助に関すること。
- ⑦事件、事故等緊急時には情報収集に努め、速やかに市に報告するとともに、適切な対応をとること。
- ⑧本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市東部生涯学習センターの災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
- ⑨個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。
- ⑩市が行う防火・防災対策に協力し、防災訓練に参加すること。

- 4 職員の配置 (1)事務主事 (1名以上) 8:45~21:15 ※毎週火曜日~日曜日
(2)清掃主事 1日3時間45分 ※年間160日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和 8 年度豊橋市東部生涯学習センター（飯村分館）指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市飯村南四丁目 6-3
名称 東部生涯学習センター（飯村分館）運営委員会
代表者 運営委員長 植村 幸司

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで

3 業務内容

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

①センターの使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

②センターの利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

①センター内外の清掃、火気取締り及び戸締りに関すること。

②センターの駐車場・駐輪場の管理に関すること。

③その他センターの施設及び設備の維持管理に関すること。なお、施設及び設備に修繕の必要が生じた場合は速やかに市に報告し、対応を協議すること。なお、軽微な修繕（10万円程度）は指定管理料の範囲で行うこと。

(3) その他

①業務に必要な主事の雇用等に関すること。

②図書の交換・貸出業務に関すること。

③市との連絡に関すること。

④市事業への協力に関すること。

⑤モニタリングを実施すること。

⑥施設使用料等の収納事務の補助に関すること。

⑦事件、事故等緊急時には情報収集に努め、速やかに市に報告するとともに、適切な対応をとること。

⑧本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市東部生涯学習センター（飯村分館）の災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。

⑨個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

⑩市が行う防火・防災対策に協力し、防災訓練に参加すること。

- 4 職員の配置 (1)事務主事 (1名以上) 8:45~21:15 ※毎週火曜日~日曜日
(2)清掃主事 1日3時間45分 ※年間200日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和8年度豊橋市南陽生涯学習センター指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市草間町字平東 89
名称 南陽生涯学習センター運営委員会
代表者 運営委員長 鈴木 一史

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで

3 業務内容

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①センターの使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②センターの利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①センター内外の清掃、火気取締り及び戸締りに関すること。
- ②センターの駐車場・駐輪場の管理に関すること。
- ③その他センターの施設及び設備の維持管理に関すること。なお、施設及び設備に修繕の必要が生じた場合は速やかに市に報告し、対応を協議すること。なお、軽微な修繕（10万円程度）は指定管理料の範囲で行うこと。

(3) その他

- ①業務に必要な主事の雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市との連絡に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングを実施すること。
- ⑥施設使用料等の収納事務の補助に関すること。
- ⑦事件、事故等緊急時には情報収集に努め、速やかに市に報告するとともに、適切な対応をとること。
- ⑧本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市南陽生涯学習センターの災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
- ⑨個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。
- ⑩市が行う防火・防災対策に協力し、防災訓練に参加すること。

- 4 職員の配置 (1)事務主事 (1名以上) 8:45~21:15 ※毎週火曜日~日曜日
(2)清掃主事 1日3時間45分 ※年間160日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和8年度豊橋市本郷生涯学習センター指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市浜道町字桜 50-7
名称 本郷生涯学習センター運営委員会
代表者 運営委員長 岩田 庸宏

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで

3 業務内容

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①センターの使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②センターの利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①センター内外の清掃、火気取締り及び戸締りに関すること。
- ②センターの駐車場・駐輪場の管理に関すること。
- ③その他センターの施設及び設備の維持管理に関すること。なお、施設及び設備に修繕の必要が生じた場合は速やかに市に報告し、対応を協議すること。なお、軽微な修繕（10万円程度）は指定管理料の範囲で行うこと。

(3) その他

- ①業務に必要な主事の雇用等に関すること。
- ②図書交換・貸出業務に関すること。
- ③市との連絡に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングを実施すること。
- ⑥施設使用料等の収納事務の補助に関すること。
- ⑦事件、事故等緊急時には情報収集に努め、速やかに市に報告するとともに、適切な対応をとること。
- ⑧本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市本郷生涯学習センターの災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
- ⑨個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。
- ⑩市が行う防火・防災対策に協力し、防災訓練に参加すること。

- 4 職員の配置 (1)事務主事 (1名以上) 8:45~21:15 ※毎週火曜日~日曜日
(2)清掃主事 1日3時間45分 ※年間160日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和8年度豊橋市東陵生涯学習センター指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市牛川町字乗小路 32・31
名称 東陵生涯学習センター運営委員会
代表者 運営委員長 鈴木 政男

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

- 1 休館日 ①月曜日
②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

- 2 開館時間 午前9時から午後9時まで

3 業務内容

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①センターの使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②センターの利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①センター内外の清掃、火気取締り及び戸締りに関すること。
- ②センターの駐車場・駐輪場の管理に関すること。
- ③その他センターの施設及び設備の維持管理に関すること。なお、施設及び設備に修繕の必要が生じた場合は速やかに市に報告し、対応を協議すること。なお、軽微な修繕（10万円程度）は指定管理料の範囲で行うこと。

(3) その他

- ①業務に必要な主事の雇用等に関すること。
- ②図書交換・貸出業務に関すること。
- ③市との連絡に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングを実施すること。
- ⑥施設使用料等の収納事務の補助に関すること。
- ⑦事件、事故等緊急時には情報収集に努め、速やかに市に報告するとともに、適切な対応をとること。
- ⑧本施設は、豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は令和6年3月26日締結の豊橋市東陵生涯学習センターの災害時の協力に関する覚書に定めたとおりとする。
- ⑨個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。
- ⑩市が行う防火・防災対策に協力し、防災訓練に参加すること。

- 4 職員の配置 (1)事務主事 (1名以上) 8:45~21:15 ※毎週火曜日~日曜日
(2)清掃主事 1日3時間45分 ※年間160日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。